

## 第29回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成30年8月21日（火）13:30～13:40

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会  
岡委員長、佐野委員、中西委員  
内閣府原子力政策担当室  
伊藤企画官、佐久間参事官補佐

### 4. 議 題

- (1) 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可について（答申）
- (2) その他

### 5. 配布資料

- ( 1 ) 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可についての諮問（答申（案））
- ( 2 ) 平成29年度版原子力白書の概要（英語版）

### 参考資料

- (1-1) 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可についての諮問
- (1-2) 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請の概要

### 6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第29回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可について（答申）、二つ目がその他です。

本日の会議は、14時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします

(伊藤企画官) 事務局でございます。

まず、一つ目の議題であります関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可について、答申という形になりますけれども、この件につきましては、7月18日に原子力規制庁から意見照会がございました。それを受けて、前回、規制庁の担当より説明をいただき、諮問を受けたという形になっております。

それに対する答申案について、佐久間補佐より説明いたします。

(佐久間参事官補佐) ご説明いたします。

資料の方は第1号の方が答申案となっております。その次のページに参考資料1-1というものがございまして、これは原子力規制庁の方から来ている意見照会の文書になっております。

参考資料1-2というのが関西電力から原子力規制庁に出された申請書の写しの内容になっておりまして、この7ページのところなのですが、別紙2が変更の内容となっております。これが8ポツの使用済燃料の処分の方法、Aが1号炉のところの記載になっておりまして、この下から1段目のなお書きのところなのですが、使用済燃料を3号炉又は4号炉に引き渡す場合は発電の目的として使用する、引き渡した使用済燃料は3号炉又は4号炉の「八、使用済燃料処分の方法」を適用するといったところが変更となって申請が来ております。

資料1の方に戻らせていただきます。こちらは、次のページの別紙が答申案の内容となっております。

本申請については、発電用原子炉の使用の目的が商業用発電のためであること。

使用済燃料について、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵管理すること。

海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法のもとで我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する。海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る。

再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を得るということ。

今回追加されているのは、ここの「1号炉及び2号炉の使用済燃料を3号炉又は4号炉に

引き渡す場合は発電の目的として使用する、引き渡した使用済燃料は3号炉又は4号炉の使用済燃料の処分の方法を適用すること」というところが追加されております。

「等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該発電用原子炉も体に含めた保障措置活動を通じて国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっていることとの結論を国際原子力機関から得られていること、本件に関して得られたすべての情報を総合的に検討した結果から、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当であるということで、別紙のとおり回答しよう思っております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

これは前回、規制委員会の方からも説明して頂いたものでして、私はこれで結構で異議ございません。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 私も前回御説明を受けたとおりですので、燃料についてももう一度使えるものは使うと。異議はございません。

(岡委員長) 私も特に意見はございません。

それでは案のとおり答申するというところでよろしいでしょうか。

それでは異議はないようですので、案のとおり答申することにいたします。

議題1は以上です。

議題2について、事務局からお願いします。

(伊藤企画官) もう一資料をお手元に資料を配布しておりまして、資料番号2というものがございます。

こちらはこの7月にこの委員会で決定いたしました29年度版の原子力白書、こちらの英語版になっております。ただ、全文にしますとかなり多くなってしまいますので、まずはサマリ一部分を英訳したものを本日はお配りしております。

御承知のとおり、この白書については、国民への説明責任を国内としてしっかり果たしていくことに加えて、文章としては、我が国の原子力を取り巻く現状について海外からも注目

が高いので、したがって、国際社会に対して適切に説明していく必要がございます。それを受けまして、今後このサマリーを活用しながら、諸外国にも我が国の取組などをしっかりと説明していくと、そういった趣旨で作成をしたものであります。

内容は、ざっくり申し上げますと、2ページをおめくりいただくと、この白書、7年ぶりに策定したその経緯についてB a c k g r o u n dで書かせていただき、またO b j e c t i v e sと書いてありますが、その政策的な位置づけなどをスケジュールも含めて記載しております。

3ページ目以降は、大きく2点ありまして、3ページにはその基本的な考え方を踏まえて、この白書がそれを受け継ぐものとして期待されているといったくだりを記載させていただいております。3ページの3ポツのところからはそれぞれ、原子力利用の基本目標、それから重点的な取組について基本的な考え方をおさらいさせていただいていると、それが4ページまで続いています。

更に5ページ目以降で、それぞれ基本的考え方の要点8つを受けて、この白書でチャプター8まで、それぞれ記載を書かせていただいていると。とりわけスペシャルリポートというものが入っておりますが、こちらの方は、特にコミュニケーション、その基礎力をしっかりつくっていくということで、原子力分野のコミュニケーションの在り方について、この白書で特集を組ませていただいていると。福島事故を受けて、国内外を含めて、しっかりと我々はその理解を得ていくために、その最たる重点的な目標のためにしっかりと各種施策を組み合わせ統合し、施策を組んでいくのだと、そういった内容になっております。

それ以降の14ページまでのところは、それぞれ白書に書かせていただいております福島の復興再生を推進以降、連携プラットフォーム、知識基盤をつくっていくところまで、白書そのものの全体を受ける形で要約をさせていただいていると、そういった構成にさせていただいております。

それから、その他の議題としてもう一点、次回の会合の御案内ですけれども、次回、第30回ということになります。開催は来週火曜日、28日を予定しております。13時30分からということになります。この同じ場所で開催いたします。

議題についてですが、現時点では、放射線加速器利用についてということで、住重アテックス様からのヒアリングを予定しております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

白書は御紹介ですけれども、何か御意見ございますでしょうか。どうぞ。

(佐野委員) どうもありがとうございます。

これを、諸外国にある日本の大使館とか領事館、JETROとか、あるいはJAEAとか、関係の事務所あるいは事業体の支部とかを経由して外国のカウンターパートに対して説明していくと思いますが、是非やっていただきたいのが、向こうの反応を可能な限りとっていただいて、それを我々にフィードバックしていただければ有難いです。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。何か中西先生ございますか。

(中西委員) 特にございません。ありがとうございました。

(岡委員長) 私もホームページ、これを英文のホームページに是非載せていただきたいと思います。皆さんいろいろご覧になると思いますので。

そのほか、何か御意見ございますでしょうか。あるいは御発言ございますでしょうか。

それでは御発言がないようですので、これで本日の定例会を終わります。ありがとうございました。